

第1章 将来像

1 守谷市の将来像

これまで取り組んできたまちづくりの成果を引き継ぎ、更なる発展と安定に向け、守谷市の将来像を次のとおり定めます。

～緑きらめき 人が輝く 絆つなぐまち もりや～

自然を守り、育て、緑が豊かにきらめくまち
市民誰もが主人公となり、一人ひとりが輝くまち
互いに手を取り、支え合い、助け合う、絆が育まれるまち
この大切な財産である「緑」「人」「絆」を次の世代につなぎ、すべての人が夢と希望にあふれ、もりやを愛し、誇りを持ち、ふるさとである もりや を「終(つい)のすみか」と望み、「住んでよかった」と心から思えるまちづくりを進め、誰もが幸せに暮らし続けることができるまちを創ります。

2 まちづくりの基本姿勢

この将来像を実現するためのまちづくりの基本姿勢を次のとおり示します。

・緑をつなぐまちづくり

これまで、人の暮らしとの関わりの中で、大切に守り育てられてきた豊かな自然を引き継ぎ、誰もが環境と調和した潤いと安らぎのある生活を送ることができ、この良好な環境と暮らしを次の世代につなぐまちづくりを進めます。

・人をつなぐまちづくり

市民や地域、団体、企業などが持つ知恵と力をつなぎ、それぞれの主体が同じ視点で責任と役割を認識しながら、誰もが積極的にまちづくりに参加できる協働のまちづくりを進めます。

・絆をつなぐまちづくり

家族や地域の絆をつなぎ、支え合い、助け合う思いやりの心を育み、誰もが心の豊かさや幸せを実感し、安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

具体的には、

● 生活環境の保全や防災・防犯対策の充実を図るとともに、市民意識の高揚と地域活動の活性化を進め、「安全・安心に暮らせるまち」を目指します。

● 市民一人ひとりが住み慣れた家庭や地域において、安心して自立した生活を送ることができる福祉環境づくりを進め、「健やかに暮らせるまち」を目指します。

● 子どもたちに豊かな心が育まれる教育を進めるとともに、誰もが生涯を通して学習できる環境づくりを進め、「こころ豊かに暮らせるまち」を目指します。

● 自然と調和のとれた緑あふれる住環境の整備や都市機能の充実を進め、「快適に暮らせるまち」を目指します。

● 地理的な特性や地域資源を活用し、新たな魅力や付加価値、産業活力を生み出し、「活力にあふれるまち」を目指します。

● 地域コミュニティの充実や市民活動の活発化を図るとともに、市民と行政による協働のまちづくりを進め、「みんなで築くまち」を目指します。

● 効果的で効率的な行財政運営と、多様化する行政課題に迅速・的確に対応できる組織運営を進め、「信頼に応える行政経営」を目指します。

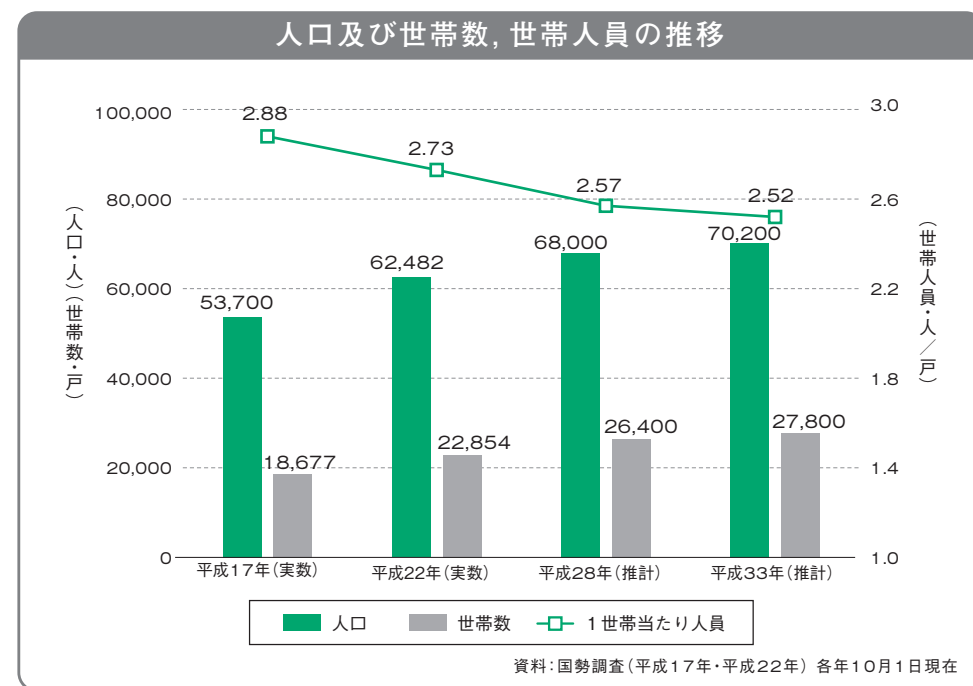
第2章 将来指標

1 人口見通し

(1) 人口と世帯

守谷市の人口は、平成22年10月1日現在、62,482人であり、今後の見通しにおいても平成33年時点で70,200人と増加傾向が続くものと推計します。

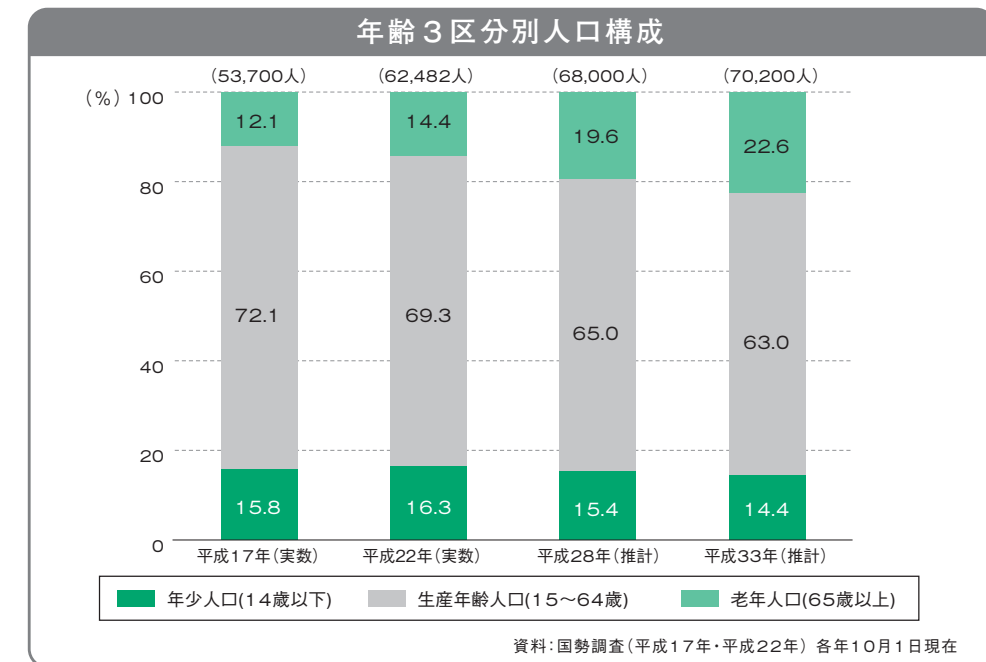
世帯数は、人口と同様に増加傾向にあります。1世帯当たりの平均世帯人員については、平成33年時点で2.52人と世帯の小規模化が進むものと推計します。



(2) 年齢構成

守谷市における年齢構成は、平成22年10月1日現在、年少人口割合（14歳以下）16.3%、生産年齢人口割合（15～64歳）69.3%、老年人口割合（65歳以上）14.4%です。

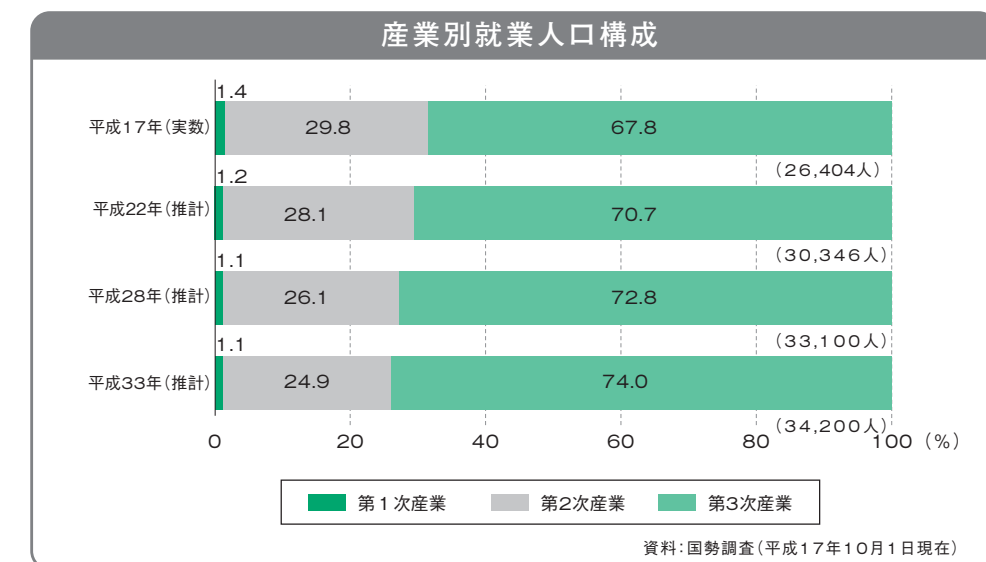
平成33年時点では、年少人口割合14.4%、生産年齢人口割合63.0%と減少し、老年人口割合は22.6%と増加するものと推計します。



(3) 産業別就業人口

守谷市の就業人口は、着実に増加し、平成33年には、34,200人になると推計します。

各産業別人口構成比は、平成33年時点で第1次産業1.1%、第2次産業24.9%、第3次産業74.0%となり、第3次産業のみ増加するものと推計します。



注釈：平成22年の数値は、平成22年国勢調査による産業別就業人口の公表が平成24年以降になるため、推計値になります。

2 財政見通し

(1) 財政状況

本市の財政状況は、守谷駅周辺の土地売却収入や基金廃止（市民会館建設基金）による繰入金、定額給付金に伴う国庫補助金などの特殊要因を除けば、人口の増加等による税収増に支えられ、緩やかな伸びを示し、平成17年度から5年間は普通交付税の不交付団体となっていました。

しかし、近年の景気低迷の影響から税収の伸びが鈍化し、平成22年度には、再び交付団体となっています。

歳入面では、景気低迷や東日本大震災の影響が懸念されるものの、市民税については、人口の増加などにより一定の伸びは予想されますが、市税全体としては大幅な増収は見込めない状況にあります。

歳出面では、平成18年度から下がり始めた経常収支比率が平成20年度から微増に転じ、今後も、子育て支援対策費や生活保護費の増加などにより、経常経費の増加が見込まれます。

また、昭和50年代の大規模住宅開発により整備された道路・公園、学校等の公共施設については、大規模修繕の時期を迎えていることから、今後、多額の財源が必要となります。

一方、借入金残高は、公的資金の補償金免除繰上償還等の実施やプライマリーバランスを考慮した、借入れの抑制などから確実に減少しています。

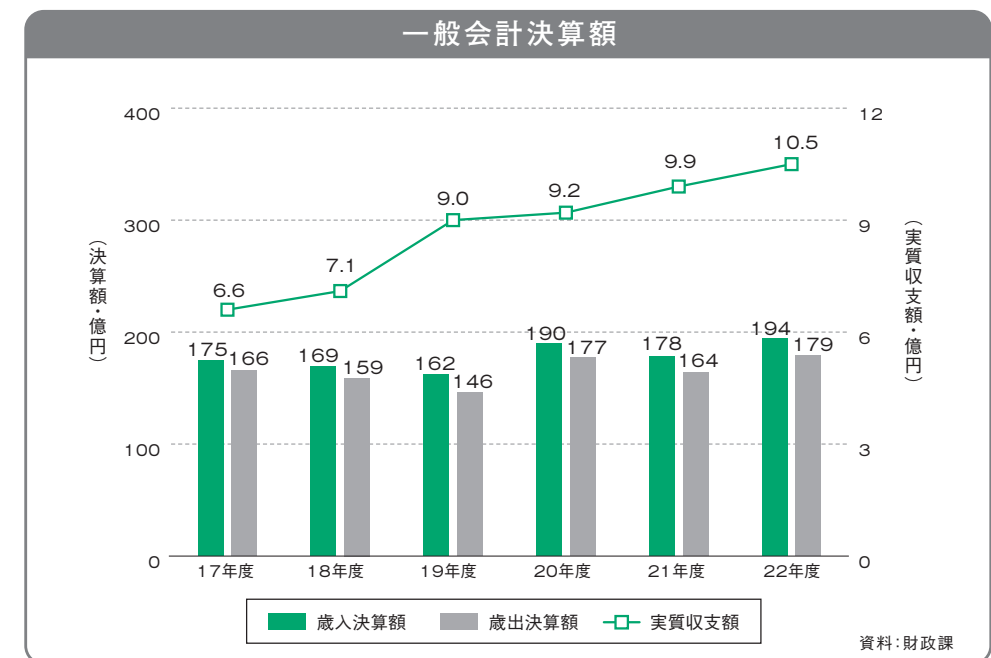
今後も借入れの抑制を図り、残高は減少する見込みです。



(2) 決算額の推移

各年度の歳入歳出決算額については、守谷駅周辺の土地売却収入や基金廃止による積替え、定額給付金、さらには子ども手当などにより変動がみられます。

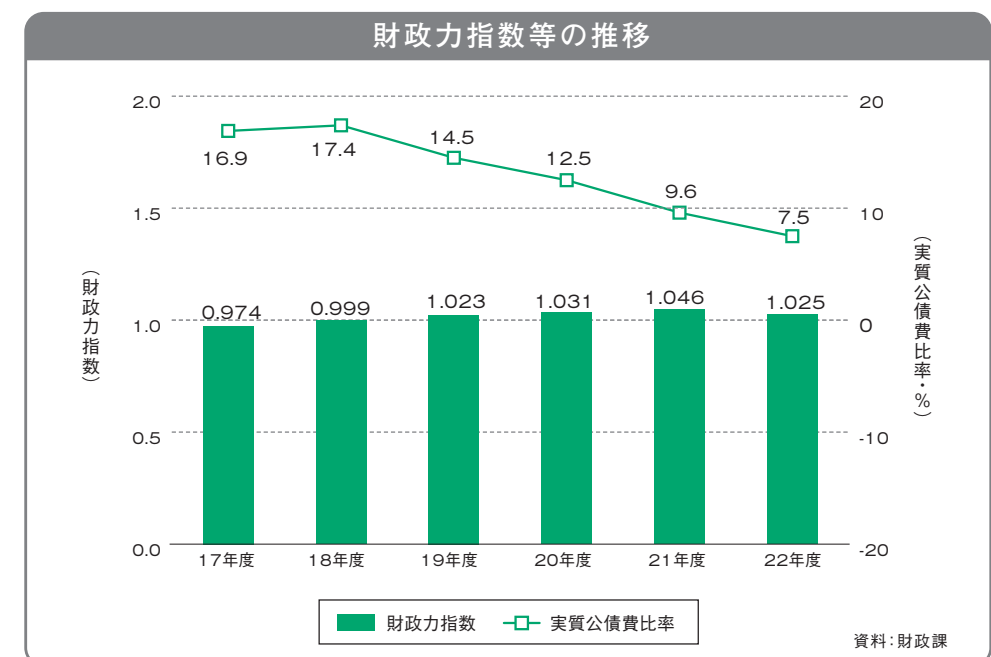
また、実質収支額（※1）は、税収が予算見込みより伸びたことと歳出削減により、高い数値となっています。



(3) 財政力指数等の推移

財政力指数（※2）は、人口の増加等に伴う税収増により、確実に向上してきましたが、平成22年度は景気低迷の影響から税収の伸びが鈍化し、反面行政需要が増加したことにより、少し低下しました。

また、実質公債費比率（※3）は、繰上償還や市債借入を抑制したことにより、平成19年度から下降傾向にあります。



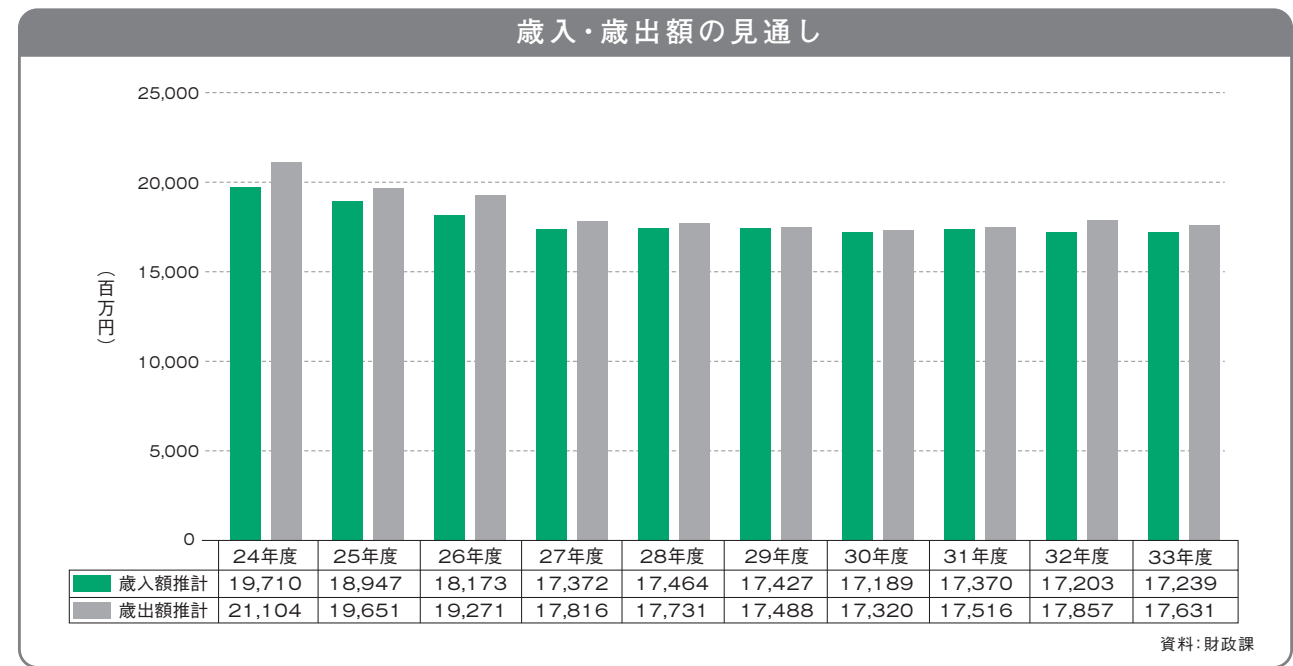
(4) 歳入・歳出の見通し

歳入面では、松並土地区画整理事業に伴う人口の増加などにより、税収は増加するものの、大幅な増収は見込めない状況にあります。

歳出面では、松並土地区画整理事業に係る財政負担は、前期計画期間で終了する見込みですが、児童扶養手当支給事業や医療福祉費などの子育て支援関連を柱とした福祉施策事業費の財政需要が拡大します。

今後においては、歳入歳出差引額が歳出超過になり、財政調整基金の取崩しが見込まれ、厳しい財政運営が続くものと予想します。

これまで以上に経費の抑制に努め、行政評価により事業の効果や優先性・重要性を明らかにしながら、選択と集中を図り、限られた財源を効率的・効果的に活用することが必要となります。



注釈：歳入・歳出額の見通しは、今後の経済情勢等の変動を考慮しない想定において、現時点の将来計画に基づき作成しています。また、歳出額の超過については、歳出額の抑制や財政調整基金の取崩し等を見込んでいます。

下表は、各年度の歳出超過額をすべて財政調整基金において対応した場合の財政調整基金残高です。

(百万円)										
年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
財政調整基金残高	1,847	1,643	1,045	1,001	1,134	1,473	1,742	1,996	1,742	1,750

用語解説

- ※1 実質収支額とは、歳入決算額から歳出決算額を差引いた額から、翌年度へ繰越すべき財源を差引いた額で、地方公共団体の純剰余金又は純損失金を意味し、黒字・赤字団体の区分の指標となる。
- ※2 財政力指数とは、人口や面積などに応じて標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で確保できるかを表した指標で、通常3箇年平均で表すが、単年度で1以上になると普通交付税の不交付団体となる。
- ※3 実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合のこと。

第3章 土地利用(第二次守谷市国土利用計画)

1 土地利用に関する基本構想

(1) 土地利用の基本方針

国土は、国民のための限られた資源であるとともに、人々の様々な活動の基盤です。

その利用においては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の特性に配慮して、健康で文化的な生活環境を確保し、地域の均衡と調和のとれた発展を図ることを基本に、総合的かつ計画的に行う必要があります。

守谷市の今後10年間の土地利用の構想においては、「国土利用計画(全国計画)－第四次－」(平成20年7月策定)及び「茨城県国土利用計画(第四次)」(平成21年3月策定)で示された土地利用方針を基本とし、国土の適正な利用と良好な生活環境の確保を図り、更なる発展と安定を目指します。

守谷市の市域面積は3,563ha(35.63k㎡)で、市街化区域面積が985ha(27.6%)、市街化調整区域が2,578ha(72.4%)となっており、これまで首都圏近郊にありながら、豊かな緑を保持しつつ、快適な都市空間の創出に努めてきました。

今後も、守谷市の原風景である斜面林や水辺の緑、豊かな実りと良好な景観をもたらす農地を保全し、次の世代に継承していきます。

市街地については、低未利用地の住宅地としての利用と、土地の高度利用を進めるとともに、緑と調和した良好な景観形成を図り、快適な住環境を保全・整備していきます。

また、地震や洪水などによる様々な被害の防止に努め、誰もが安全・安心で快適に暮らせる地域社会の構築を目指し、多様な施設が適切に配置された、機能的かつ良好な環境の整備と確保に努めます。

(2) 土地利用構想

守谷市の今後の土地利用を, 次の8つのエリア及び拠点に分け, それぞれの利用構想を示します。

●住居系エリア

緑化の推進や建物の適正な誘導・規制等を行い, 質の高い住宅地の維持・形成に努めます。

●複合用途系エリア

行政, 文化, 教育, 産業施設等, 多様な機能を持つ施設が, 調和をとりつつ複合的に整備された空間の創出に努めます。

●工業系エリア

周辺環境との調和に配慮するとともに, 就業の場の確保を目指し, 首都圏とのアクセスの良さを生かした適正な誘導による土地利用に努めます。

●農業系エリア

農地が持つ農業生産基盤としての本来の役割のほか, 景観形成等の緑地機能を十分に発揮できるよう, 農地の保全と利用促進を図り, 生産性の向上に努めます。

●集落環境保全エリア

既存の集落地の自然環境の保全を図るとともに, 安全・安心で快適な生活が送れるよう, 居住環境の向上に努めます。

●公園系エリア・緑地系エリア

公園・緑地が持つ環境保全機能や防災機能, レクリエーション機能や景観形成機能等の向上を目指し, 適切な保全・管理とその活用に努めます。

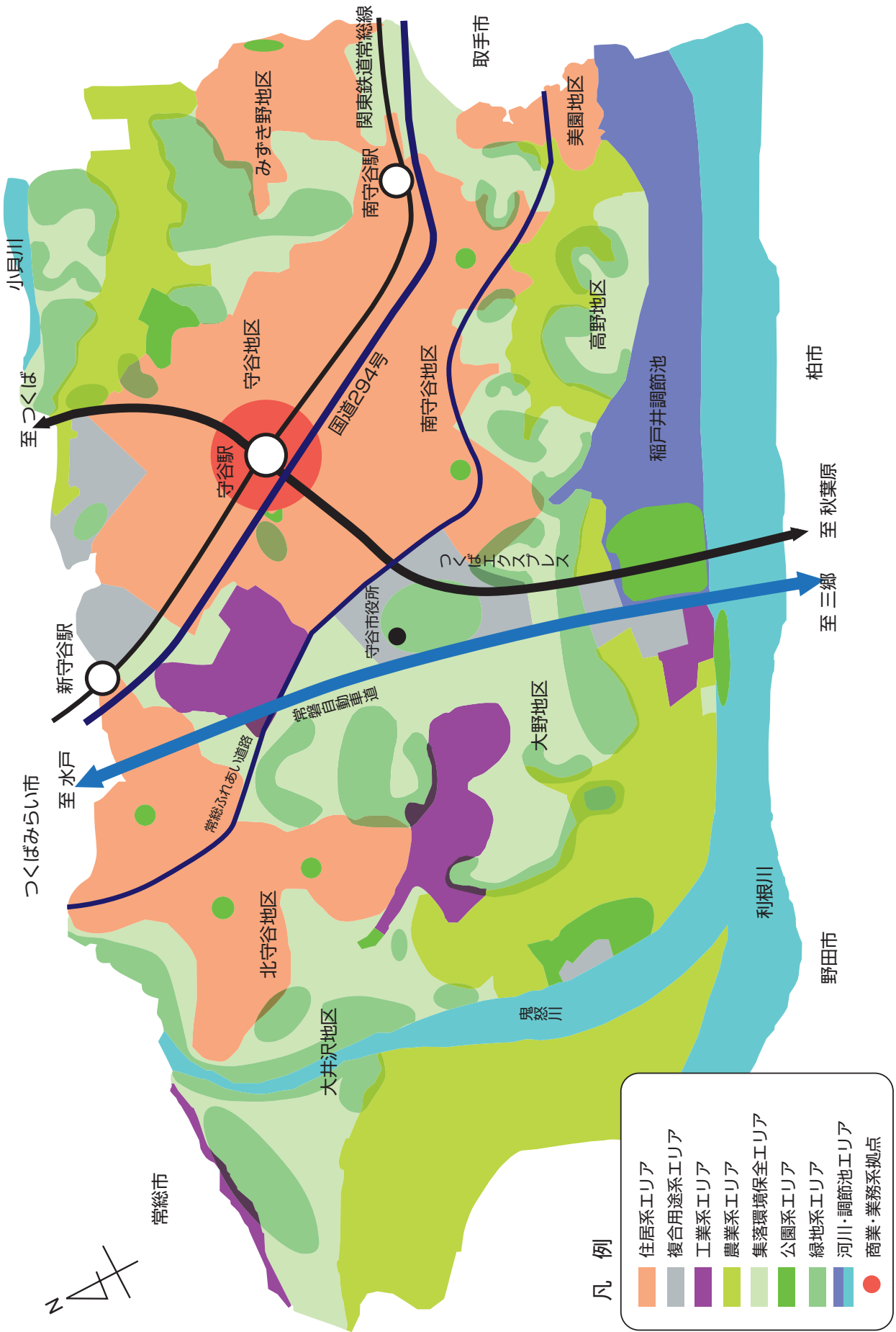
●河川・調節池エリア

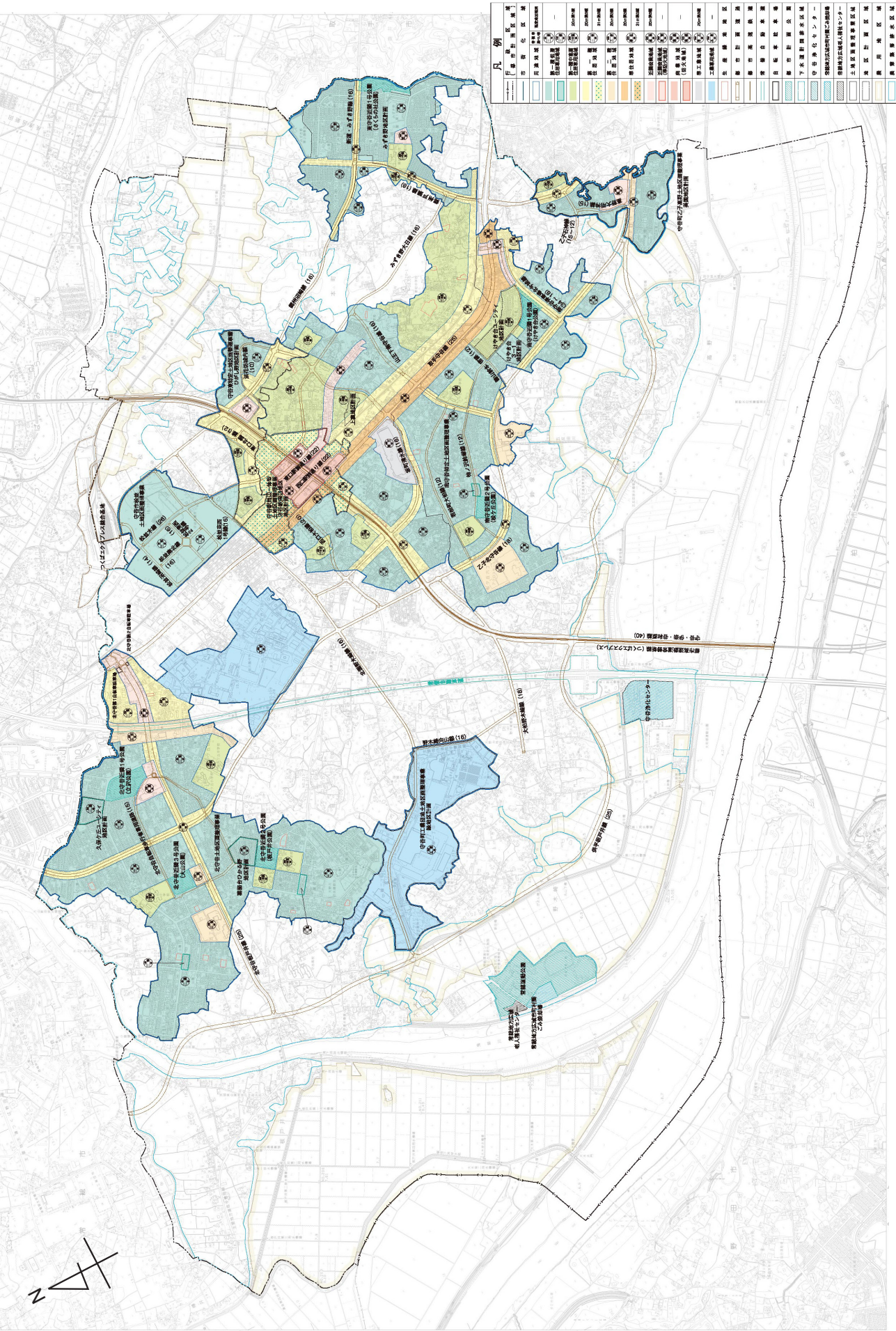
多様な生物が生息する水辺環境の適切な保全・管理を行うとともに, 親水機能を備えたレクリエーション空間として有効活用に努めます。

●商業・業務系拠点

つくばエクスプレスと関東鉄道常総線との結節駅となる守谷駅周辺については, 中心拠点として適切な誘導・規制等を行い, 商業・業務機能の集積に努めます。
また, 市内各地に点在する商業・業務地区については, 地域の生活拠点ととらえ, その地域に適用した土地利用に努めます。

土地利用構想図





2 土地利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

土地利用目的に応じた区分を、農地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の7つの利用目的別区分とし、その規模の目標を以下に示します。

なお、利用区分ごとの規模の目標は、区分ごとの土地利用の現況と変化に基づき、過去の面積推移と今後の開発計画、目標年次における将来人口などを前提に推計を行い、設定しています。

利用区分	平成22年 (基準年次)	平成28年 (中間年次)	平成33年 (目標年次)	推移を踏まえた方向性
農 地	871ha	826ha	801ha	減少傾向の抑制に努める
	24.4%	23.2%	22.5%	
森 林	247ha	222ha	212ha	減少傾向の抑制に努める
	6.9%	6.2%	5.9%	
原 野	162ha	162ha	162ha	現状維持とする
	4.5%	4.5%	4.5%	
水面・河川・水路	470ha	470ha	469ha	現状維持とする
	13.2%	13.2%	13.2%	
道 路	365ha	386ha	397ha	計画的に整備する
	10.2%	10.8%	11.1%	
宅 地	836ha	867ha	884ha	計画的に整備する
	23.5%	24.3%	24.8%	
そ の 他	612ha	630ha	638ha	—
	17.2%	17.7%	18.0%	
合 計	3,563ha	3,563ha	3,563ha	

注釈：「構成比」は端数処理をしているため、合計が100%にならない場合があります。

3 土地利用構想を達成するために必要な措置と地域別の概要

(1) 土地利用構想を達成するために必要な措置

守谷市の土地利用基本方針に基づいた土地利用構想を展開させるための実現化計画として、「守谷市都市計画マスタープラン」を位置づけます。

本プランで示される、実現化のための基本的手順は以下のとおりです。

●都市計画の決定・変更

守谷市都市計画マスタープランの方針に沿って、用途地域や都市計画道路などの具体的な都市計画の決定・変更を行い、決定・変更した個別の都市計画に基づく開発・建築の規制誘導や都市計画事業を実施していきます。

●都市計画事業・まちづくりの事業の実施

守谷市都市計画マスタープランでは、幹線道路などの交通基盤の整備や計画的な市街地整備、土地利用などの事業の基本的な方針を示しており、関連する都市計画の決定・変更や広域的な計画との整合を図りつつ、適切な時期に、方針に沿って個々の都市計画事業・まちづくりの事業を着実に実施していきます。

●まちづくりのルールや制度の構築と協働によるまちづくりの推進

地区計画、建築協定、緑化協定などの地区レベルのまちづくりのルールの策定や運用への市民参加を促進します。

また、都市計画提案制度や地区計画の案の申出制度の活用により、都市計画の立案、決定への市民参加を促進します。

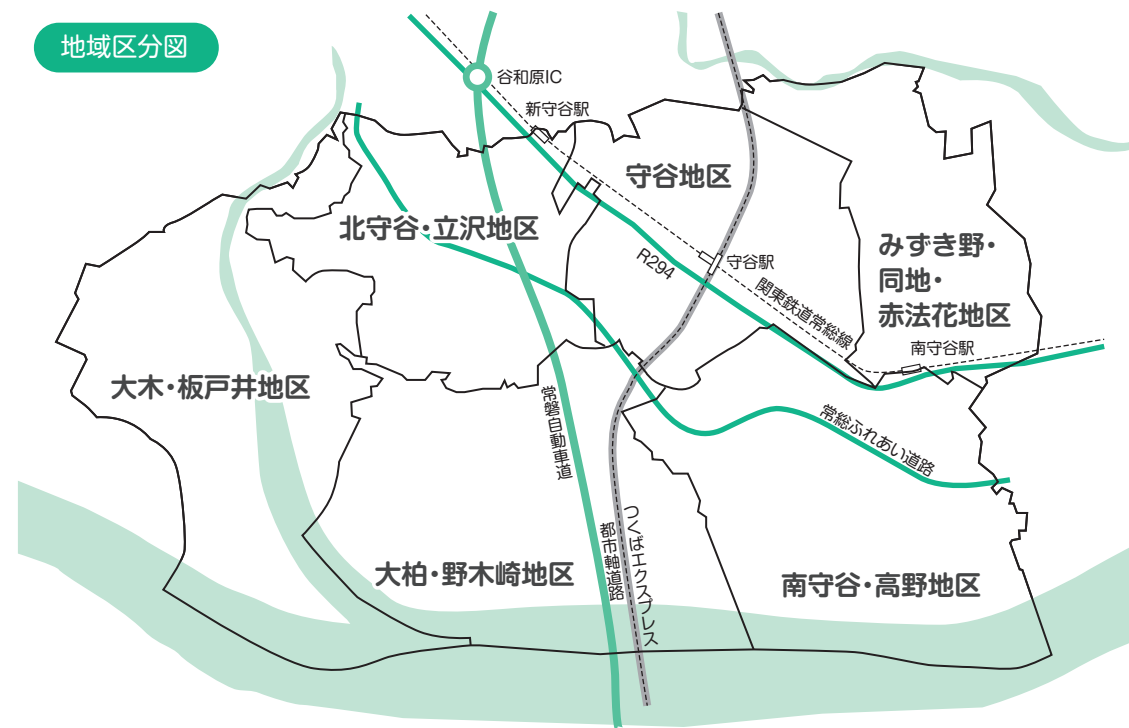
「守谷市協働のまちづくり推進条例」、「守谷市協働のまちづくり推進指針」に基づき、市内事業者等を含めた市民と行政の協働のまちづくり制度の構築と積極的運営による協働のまちづくりの推進を図ります。

●進行管理と見直し

守谷市都市計画マスタープランは、計画が中長期にわたることから、その実現に向けての進行管理を的確に行うとともに、我が国の社会経済の動向やプラン実現の段階に応じ、おおむね5年ごとに行われる都市計画基礎調査の結果を踏まえて、必要に応じ、適切な見直しを行います。

(2) 地域別の概要

地域区分については、旧町村単位、現在の市街地や集落の分布状況などを勘案し、6地区に区分します。



①守谷地区

- つくばエクスプレスによる広域交通利便を生かして、広域拠点の育成を図ります。
- 市街地は、周辺環境と調和し、拠点地区にふさわしい賑わいの感じられる街並み景観を形成します。
- 歴史ある市街地の環境改善と一団の緑地の保全整備を進めます。

②北守谷・立沢地区

- 良好な住宅地の環境保全と住宅の改善や建替えへの計画的な対応を図ります。
- 鬼怒川沿いの水と緑の美しい景観・環境を構成する農村集落地環境の保全・改善を進めます。

③大木・板戸井地区

- 鬼怒川を越えて他地区と連絡する交通機能の強化を図ります。
- 農地や河川などの広々とした環境・景観と一体となった集落地環境の保全・改善を進めます。

④大柏・野木崎地区

- 農地や河川などの広々とした環境と一体となった集落地環境の保全・改善を進めます。
- 行政文化拠点の育成と水と緑の良好な環境・景観の形成を進めます。

⑤南守谷・高野地区

- 計画開発地における適正な建築物の誘導を進めます。
- 農地や河川などの広々とした環境と一体となった集落地環境の保全・改善を進めます。

⑥みずき野・同地・赤法花地区

- 良好な住宅地の環境保全と住宅更新整備への計画的な対応を図ります。
- 都市中心拠点である守谷駅周辺との連絡機能を強化します。
- 残された谷津環境を保全します。

第4章 基本政策

将来像の実現に向け、7つの政策を設定し、諸施策の体系的、総合的な推進を図ります。

1 安全・安心に暮らせるまち（生活環境）

- (1) 誰もが安全に生活が送れるよう、生活環境の維持・向上に努めるとともに、環境保全における市民一人ひとりの意識を高めるため、意識啓発をはじめとした取組みを進めます。
- (2) 環境にやさしい循環型社会の形成を図るため、廃棄物の減量化や再資源化・リサイクルへの取組みを進めます。
- (3) 誰もが安心して生活が送れるよう、市民の防災意識の向上と地域の支援体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを進めます。
- (4) 市民の生命、身体及び財産への被害の軽減を図れるよう、消防体制の強化や救命・救急の充実に努めます。
- (5) 地域における交通安全が確保できるよう、交通安全施設等の整備や市民の交通安全意識の向上に努めます。
- (6) 犯罪被害に遭わない安心した生活が送れるよう、防犯対策の充実に努めるとともに、地域ボランティアの防犯活動を支援します。

2 健やかに暮らせるまち（健康福祉）

- (1) 核家族化や地域社会とのつながりが希薄になる中、安心して子どもを産み育てることができるよう、多様な子育て支援の需要に応える環境づくりに努めます。
- (2) 高齢者がいきいきとした生活を送れるよう、必要なサービスの提供と支援に努めます。
- (3) 障がいのある人が安心して生活を送れるよう、障がいに対する理解を深める環境を整え、併せて福祉施設や相談などの支援体制の充実に努めます。
- (4) 誰もが健康で豊かな人生を送れるよう、保健、医療、福祉の連携のもと、一人ひとりが自ら進んで心身の健康づくりが図れる環境づくりに努めます。
- (5) 住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことができるよう、相互扶助の意識を高め、市民、企業、行政、NPO、さらにはボランティア等の協働による市民福祉活動の活性化に努めます。
- (6) 誰もが必要なときに必要な社会保障を受けられ、安心して生活が送れるよう、社会保障制度の安定運営に努めます。

3 こころ豊かに暮らせるまち（教育文化）

- (1) 次代を担う子どもたちが、健やかに個性と創造性を伸ばし、豊かな心と将来への夢を育むことができるよう、家庭や地域社会と連携した教育環境づくりに努めます。
- (2) 誰もが生涯にわたって、生きがいと喜びのある生活を送れるよう、文化、芸術、スポーツ活動に親しめる環境づくりに努めます。
- (3) 誰もが人権を尊重し、お互いを認め合い、自分らしく生きることができるよう、基本的人権を尊重する社会づくりに努めます。

4 快適に暮らせるまち（都市基盤）

- (1) 地域特性や都市機能を活用したまちづくりを進めるため、適切な規制と誘導により、秩序ある土地利用を推進するとともに、計画的で調和のとれた市域の形成に努めます。
- (2) 守谷らしい良好な都市景観の形成を図るため、現存する緑の資源を守り育て、良好な街並み景観や自然景観の保全に努めます。
- (3) 安全で快適な生活が送れるよう、都市計画道路の整備や既存の主要道路等の維持補修を進めるとともに、公共交通の充実に努めます。
- (4) 市民が快適な生活を送れるよう、安全な水道水を安定して供給するとともに、汚水の適正処理に努めます。

5 活力にあふれるまち（産業経済）

- (1) 安定した農業経営を図るため、農地の有効利用を進め、生産性の向上と販売の促進に努めます。
- (2) 商工業活動の安定化を図るため、賑わいのある市街地の形成や産業の振興に努めます。
- (3) 人が集まり、賑わいのあるまちづくりを進めるため、地場産業の振興や観光資源の創出を図ります。

6 みんなで築くまち（市民協働）

- (1) 市民間の連携及び地域活動の活性化を図れるよう、自治会や町内会などが自主的に行うコミュニティ活動の支援に努めます。
- (2) 協働のまちづくりの推進のため、市民、企業、行政等のパートナーシップを確立するとともに、まちづくりへの参画機会の充実に努めます。
- (3) 市政への市民参加を推進するため、対話や提案制度等による市民の声を的確に市政へ反映するとともに、積極的な市政情報の発信に努めます。

7 信頼に応える行政経営（行政経営）

- (1) 効果的で効率的な行財政運営を図るため、行政改革を進めるとともに財政の健全化に努めます。
- (2) 行政組織の効率化を図るため、柔軟な組織運営と職員の能力向上及び適材適所による人事マネジメントに努めます。